3）内装容器が、非毒性の物質及び応用生物学的製品又は医療用調剤を含む非引火性のガスが充てんされているエアゾール容器であるものは次による。
ア）再充てんのできないものであって、許容容量は575mℓとすること。
イ）55℃における内部ゲージ圧力が970kPa以下で充てんされていること。
4）エアゾール噴出部は、キャップ等により保護されていること。
5）内装容器は、外装容器の中で移動しないよう確実に固定すること。
6）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
7）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、再生木材、合板、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

別表第１備考11②「204」の項及び「Y204」の項並びに同備考②「218」の項を次のように改める。

「218」は、次の容器及び包装等を示す。
1）シリンダーの構造材及びその付属品は、収納物質と反応して有害物質又は危険物質を生成するものであってはならない。また、輸送中に、危険な反応（重合、分解等）が起こらないよう、必要な手段が講じられなければならない。
2）シリンダーに充てんする際、50℃における非ガス相の容積が水容量の95％を超えてはならず、かつ、60℃において完全に満たされないこと。
3）シリンダーに充てん後、65℃における内圧がシリンダーの試験圧力を超えないこと。なお、シリンダー内の全ての物質の蒸気圧及び容積膨張を考慮しなければならない。
4）ホース等の噴霧装置が接続されている状態で輸送しないこと。
5）最小試験圧力は、20バール以上であること。
6）再充てんしないシリンダーは、1,000ℓを試験圧力の値（バール）で除した値を超えない水容量で、最大容積は、50ℓを超えないこと。
7）圧縮ガスとともに充てんされた液体については、液相及び圧縮ガスの両成分を考慮し、シリンダーの内部圧力を計算すること。また、実験データが利用できない場合、以下の手順に従うこと。
ア）15℃（充てん温度）における液体部分の蒸気圧及び圧縮ガスの分圧を算出する。
イ）15℃から65℃までの加熱による液相の容積膨脹及びガス相の残留容積を算出する。
ウ）液相の容積膨張を考慮し、65℃における圧縮ガスの分圧を算出する。なお、15℃及び65℃における圧縮ガスの圧縮係数を考慮しなければならない。
エ）65℃における液体部分の蒸気圧を算出する。
オ）65℃における液体部分の蒸気圧と圧縮ガスの分圧を合計し、全圧を算出する。
カ）65℃における圧縮ガスの溶解度を考慮する。
シリンダーの試験圧力は、算出した全圧から100kPa（１バール）を減じた値を下回ってはならない。なお、液体部分における圧縮ガスの溶解度が不明な場合、圧縮ガスの溶解度を考慮せず試験圧力を算出することができる。
8）定期検査に合格していること。また、定期検査の間隔は、５年を超えないこと。
9）強固な外装容器（箱、ドラム、ジェリカン）に収納すること。

別表第１備考11②「219」の項の次に次のように加える。

「220」は、次の容器及び包装等を示す。

国　連　番　号	包装物当たりの許容質量	
	旅　客　機	旅客機以外の航空機
3529	―	上限なし

注1）輸送許容物件は、動かないよう固定すること。
2）液化石油ガスを燃料とする場合は、液化石油ガスを完全に抜き取り、残存するガスが洩れないよう措置すること。
3）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。
4）漏洩する可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつバッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し「492」又は「870」に従って包装すること。
5）消火器、パンク修理機等の輸送許容物件を含む附属品は、確実に固定すること。
6）内燃機関又は燃料電池機関を単体で輸送する場合は、全ての燃料、冷却液及び油圧システム中の油はできる限り抜き取ること。また、取り外した全ての液体管系統は、保護キャップにより確実に密閉されていること。
7）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
8）ナトリウム組電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

別表第１備考11③「377」の項の次に次のように加える。

「378」は、次の容器及び包装等を示す。

国　連　番　号	包装物当たりの許容質量
3528	上限なし

注1）輸送許容物件のバルブ及び開口部を密閉し、輸送許容物件が動かないよう固定すること。
2）燃料油を抜き取ること。また、燃料タンクの蓋を確実に締めること。
3）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。
4）漏洩する可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつバッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し「492」又は「870」に従って包装すること。
5）消火器、パンク修理機等の輸送許容物件を含む附属品は、確実に固定すること。
6）内燃機関又は燃料電池機関を単体で輸送する場合は、全ての燃料、冷却液及び油圧システム中の油はできる限り抜き取ること。また、取り外した全ての液体管系統は、保護キャップにより確実に密閉されていること。
7）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
8）ナトリウム組電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。